

公共工事の指名競争入札参加資格等の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第8条第1号及び法施行令第7条第1項第2号及び第3号に基づき、公共工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成30年4月1日

長沼町長 戸川 雅光

公共工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格

1. 建設業法第3条第1項による許可業者
2. (1) 地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4第1項(契約を締結する能力を有しない者等)の規定により競争入札等への参加を排除されていないこと。  
(2) 政令第167条の4第2項(不正行為等)の規定により競争入札等への参加を排除されていないこと。  
(3) 平成29年1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
3. 政令第167条の11第2項に規定する資格等
  - (1) 平成6年6月8日建設省告示第1461号(建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準)の定めるところによる。
  - (2) 格付のための評定数字は、経営事項審査結果の総合評点に基づき格付対象業種ごとに次のとおり定め、経営事項審査を受けていない者の格付け等級はDとする。

業種 等級	土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業	舗装工事業	造園工事業
A	800以上	750以上	600以上	600以上	600以上	600以上
B	800未満 650以上	750未満 650以上	600未満	600未満	600未満	600未満
C	650未満	650未満				

- (3) 格付等級に対応する工事の予定価格は、次のとおりとする。

(単位 万円)

業種 等級	土木工事業	建築工事業	電気工事業	管工事業	舗装工事業	造園工事業
A	3,000以上	3,000以上	1,000以上	1,000以上	1,000以上	3,000以上
B	3,000未満 1,000以上	3,000未満 1,000以上	1,000未満	1,000未満	1,000未満	3,000未満
C	1,000未満 100以上	1,000未満 100以上				
D	100未満	100未満	100未満	100未満	100未満	100未満

- (4) 資格を有する者の名簿は長沼町役場都市整備課内の閲覧所で閲覧に供する。